

第 29 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 6 年 12 月 2 日（月）10 時 40 分～11 時 15 分

（開始）

○司会（工藤室長）

皆様、おはようございます。私は文化市民局共生社会推進室長の 工藤 でございます。本日はよろしくお願いいたします。田辺委員につきましては、こちらに向かわれているということで、先に始めさせていただきたいと思います。

ただ今から、第 29 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。それでは、着席して説明を進めさせていただきます。

開会に当たりまして、改めて、委員会の沿革について御紹介させていただきます。

本市では、かつて同和対策事業の一環として実施してきた奨学金制度におきまして、国の制度が貸与制に移行した後も、奨学金の借受者にその返還額と同額の「自立促進援助金」を支給することで、実質的に「給付制」を維持してきたところでございます。

しかしながら、社会情勢の変化の中で、援助金を一律に支給することが違法との住民訴訟の判決が平成 19 年に確定したことにより、制度の抜本的な見直しが必要となりました。制度の見直しにつきましては、学識経験者の皆様を中心とする「京都市同和行政集結後の行政のあり方総点検委員会」を設置して御議論をいただいた結果、自立促進援助金制度を廃止し、「奨学金の返還と免除」という制度に改めるよう提言を受けました。併せまして、当初の説明を翻して制度を見直すことにより、関係者の皆様に少なからぬ混乱と痛みをもたらすことから、十分な説明と、実態に即した誠意ある対応を行うよう強く求められたところでございます。

この総点検委員会での議論を踏まえまして、既に御承知の通り、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例に基づき、この委員会を設置したものでございます。

当委員会の会議につきましては、原則公開とし傍聴席を設けておりますが、本日は 1 名の傍聴者となっておりますが、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

また、お手元に配付しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております、前回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に松尾委員長に御了解をいただいた上で、私どもの共生社会推進室のホームページで公表をさせていただいております。この点も御了承いただけますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に委員の皆様方と事務局の御紹介をさせていただきます。

まず、松尾 美幸 委員長でございます。

○松尾委員長

松尾でございます。

○司会（工藤室長）

続きまして、渡邊 正子 委員でございます。

○渡辺委員

渡辺です。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）：

続きまして、毛利 隆志 委員でございます。

○毛利委員

毛利です。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。共生社会推進室 大森 啓発・事業調整課長でございます。

○大森課長

大森です。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）

中野人権文化推進課長でございます。

○中野課長

中野です。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）

高瀬担当係長でございます。

○高瀬係長

高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）

森担当係長でございます。

○森係長

森です。よろしくお願いいたします。

○司会（工藤室長）

奥野係員でございます。

○奥野係員

奥野です。よろしくお願いします。

○司会（工藤室長）

最後に私、文化市民局共生社会推進室長の工藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは最初に、本日の委員会につきましては現在3名の委員の出席があり、後程1名出席される予定でございますが、京都市地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いに関する条例施行規則の規定によりまして、定足数を満たしておりますので会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは議事に移りますが、議事の進行につきまして松尾委員長よりよろしくお願いいたします。

○松尾委員長

それでは、本日の議事である報告事項に移りたいと思います。奨学金等返還事務の取り組み状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（大森課長）

事務局から着席にて説明をさせていただきます。

資料の右肩に「資料1」と記載されている資料のほうを御覧いただけますでしょうか。こちらは令和6年9月末日現在の「奨学金等返還事務の取組状況」についてでございます。

奨学金は貸与規則によりまして、学校を卒業した月の翌月から起算して6箇月を経過した後に返還が始まることとなっております。ほとんどの方が3月に卒業されることから、翌4月から半年経過後の10月より翌年9月までの1年を奨学金の事務においては返還年度と呼んでおりまして、この資料は、令和5年10月1日から令和6年9月末日までの令和5返還年度分が終了した時点での取組状況についてまとめたものでございます。

まず、1番の「平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」の「(1)借受者別の返還に関する手続の状況」についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた奨学金は、条例で一律免除となっております。後程、また資料に出てきますが、こちらは平成13年度以降分の取組状況を人数ベースで記載しているものです。

返還手続の対象者は、借受者全体欄に記載の1,404人で、このうち完納等は458人となっております。ここでの完納等とは、表の下注1を御覧いただきたいのですが、「完納または免除により令和4返還年度までに返還手続が終了し、令和5返還年度以降の対応が不要となった方の人数」でございます。

令和5返還年度の手続の対象者ですが、借受者1,404人から完納等の458人を除いた946人で、全体の67.4パーセント、7割弱となっております。この946人のうち、

返還免除の方が 780 人、返還の猶予を受けた方は 0 人、令和 5 返還年度の手続対象者 946 人のうち、返還免除となった方は 82.5 パーセント、8 割強となっております。

この返還免除には、令和 5 返還年度に返還免除を決定した方だけでなく、平成 30 返還年度から令和 4 返還年度までに 5 年分の免除決定を行って、令和 5 返還年度が免除期間中である方も含まれております。

返還請求欄の 166 人につきましては、返還免除でも返還猶予でもない方で、このうち令和 5 返還年度分を納付された方が返還済欄の 151 人、返還請求対象者の 9 割強となっており、令和 5 返還年度分の返還が完了していない方は未返還欄の 15 人となっております。この 15 人が、令和 5 返還年度末時点（令和 6 年 9 月末）の未返還者ということになります。

表の下注 3 に、この 15 人の状況をまとめておりまして、令和 5 返還年度分から新たに未返還となった方は 14 人ですが、本日までに 12 人の方から返還手続きに応じただけでした。また残りの 2 人の方につきましては、返還に応じただけよう引き続き折衝を行ってまいります。

未返還の 15 人から、令和 5 返還年度分が未納の 14 人を除いた 1 名につきましては、令和 1 返還年度以降分から未返還となっており、所在不明者でございます。

次に、「(2) 令和 5 返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。こちらは、令和 5 返還年度の手続対象者 946 人の状況を件数ベースと金額で記載したものでございます。

まず完納等以外の 946 人について、件数では 1,272 件、金額にして 8,908 万 9 千円でございます。人数と件数が一致しないのは、例えば、お 1 人の借受者が高校と大学で奨学金を利用されていれば、お 1 人につき 2 件とカウントすることになるためです。

続いて、返還請求の対象は 228 件、金額にして 1,888 万 4 千円。この返還請求のうち返還されたのが 207 件で、1,809 万円であり、返還請求に占める返還済の割合は件数では 90 パーセント前後、金額では 95 パーセント前後となっております。

一方で、返還されずに未収入となっているのは、21 件で 79 万 4 千円。返還請求に占める割合は件数では 10 パーセント前後、金額では 5 パーセント前後となっております。

続いて、表の下に返還猶予の理由別の内訳を記載しておりますが、令和 5 返還年度分は猶予はありませんので、いずれも 0 件となっております。

次のページでございます。返還免除 1,044 件の理由別の内訳ですが、すべて借受者の所得が基準以下による免除となっております。

続いて、履行期限の延長の状況でございますが、履行期限の延長とは、所得が免除基準である生活保護基準の 1.5 倍以下には該当せず、免除とはならないものの、経済的な負担に配慮して、所得が基準以下の方や、その他特別な事情等がある方について返還期間を延長することによって、1 年当たりの返還金額を最大 2 分の 1 にする措置を取るものでございます。この履行期限延長の件数は、返還請求 228 件のうち 21 件、14 人となっております。全て所得が基準以下のためとなっております。

続いて、「(3) 令和 5 返還年度分までの督促・催告の実施状況」についてでございます。滞納が生じた場合、注 1 の表に記載のとおり、年度末である 9 月末の履行期限

から3箇月後の12月に、まず督促を行いまして、その後、未納が続けば3箇月ごとに催告を4回行い、それでも返還に応じられない場合に特別催告をその後、年2回行うこととしております。

表は督促と催告の発行日ごとに、督促・催告の対象者数、講じた措置と督促・催告後の返還手続きがどのようなになったのかの内訳を示しております。

令和3年12月1日に、3人の対象者のうち2人に督促を行いまして、もう1人に対して特別催告を行った結果、お1人の方が手続を行って免除となり、残りの2人の方は対応が何もなかった状況となっております。

令和4年3月以降の催告については、いずれも、この未対応の2人に対するもので、うち1人は次の(4)法的措置対象者に挙げている人のことなので、後ほど説明いたします。もう1人については、京都市からの呼びかけに借受者本人から反応がない中、本人は京都市外に住んでおられ、頻繁に本人宅を訪問することができないことから、担当者が連絡窓口である母親宅を何度も訪問し、粘り強く折衝した結果、今年3月までの分納誓約を交わし、分納いただいたところでございます。

続いて、「(4) 法的措置対象者」についてでございます。過去の監理委員会で審議いただき了解いただいた法的措置の着手基準としまして、督促後、約1年かけて4回程度の催告をしても返還に応じない方が対象者要件となっていることから、その要件に該当する方として、表には1名の方の状況を記載しております。

番号1の方については、一昨年、民事調停を申し立てたものの相手方が出廷せず不成立で終わりましたので、昨年、民事訴訟を提起した案件です。訴訟につきましては、令和5年10月に第1回期日が開かれましたが、相手方は出廷せず、また反論を示す書類の提出もされなかったことから、令和5年11月7日に本市の訴えが認められた判決が言い渡され、11月25日に判決が確定されました。昨年12月14日に開催しました第28回監理委員会で当該借受人に対する法的措置等の状況を報告させていただいた後、令和6年1月31日、京都地裁に債権差押命令の申立てを行いました。2月8日に債権差押命令が発令され、3月27日、滞納額88万4千円とその利子等についての取立が完了しております。

続いて、2番の「平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和5年度決定分）」についてでございます。平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例の規定により一律に返還を免除をすることされているものですが、免除の決定は、貸与している全額を一括に免除するのではなく、自立促進援助金を廃止しました平成19返還年度分以降、毎年、履行期限が到来した債権ごとに行っております。

平成12年度以前分の免除決定の対象総額は、(1)に記載のとおり18億3,403万5,630円、対象となる借受者数は約2,200人となっております。このうち今回の令和5年度の免除決定分は805万1,404円となっております。

アは、期限の到来による一律免除、次ページ、イは、借受者がお亡くなりになった場合の残額の一括免除の件数と金額で、今回の免除は、全てアの期限到来による一律免除となっており、イの死亡による免除は該当がございませんでした。

(3) ですが、これまでの免除決定の総額は18億2,567万9,844円となっており、これは(1)に記載の対象額の約99パーセントに当たっておりまして、金額的にはあ

と 800 万円程となっております。

この平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、令和 8 返還年度の免除対応をもって手続が終了することとなっております。

次ページ以降につきましては、参考として年度別の免除、猶予及び返還請求の状況等について、直近 5 年分を掲載しております。

説明は以上でございます。

○松尾委員長

ありがとうございました。それでは皆様、ただいまの報告につきまして何か御質問などございますでしょうか。

○毛利委員

すいません。御説明ありがとうございました。資料 1 の 1 ページの注 3 ですね。未返還の内訳が合計 15 件あります。その内、令和 5 年返還年度分が未返還の 14 名の内の 2 名と、あと令和 1 年以降分が 1 名の 3 名ということですかね。結果的にこの 3 名が今現在では未返還で、何名が回収済みですかね。

○事務局（大森課長）

御指摘の通り、未返還の 14 名の内、これは 9 月末現在の数字なんですけども、14 名のうち本日までで 12 名の方には返還いただいておりますので、まだ 2 名が残っています。それから所在不明の 1 名。この方がまだ残っていて計 3 名がまだ残っています。

○毛利委員

3 名が残っていると。(4) の法的措置対象者については訴訟により回収済みということで、この 3 名には入っていないのですね。

○事務局（大森課長）

(4) の法的措置対象者については、平成 30 返還年度度分から令和 4 返還年度分までが差し押さえの対象となり取立てが完了してるんですけれども、そこからアクションがないので今回報告させていただいた令和 5 返還年度分については引き続き滞納となっていて、その方は、ここで言う未返還の方 14 名の中のまだ返還していただいてない 2 名のうちの 1 名となります。

○毛利委員

3 名が未返還ということですね。ありがとうございます。

○松尾委員長

ありがとうございました。それでは他に何か質問などありましたらよろしく願いいたします。

他に御意見がないようですので、事務局の方ありがとうございました。報告案件については以上です。せっかくの機会でございますので、報告事項以外でも結構です。

何かお気づきの点や御質問などございましたらよろしくお願いいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

○松尾委員長

それでは、僭越ながら私の方から一つ、訴訟に踏み切ること、すごく人権配慮の点から躊躇されておられましたが、無事に債権取立てが完了されたということで、その意味では公平な対応がなされたのではないかと思います。関係者の皆様、本当にお疲れ様でした。これからまた令和5年以降分もございますけれども引き続き、回収の方よりよろしくお願いいたします。これがきっかけで、何か応答がありましたら、その時はですね、話し合いによる解決の糸口がないかということは今一度、模索していただければと思う次第でございます。

(田辺委員 到着)

それでは、委員全員揃ったようですね。事務局の方に1回お返しした方がいいでしょうか。

○司会（工藤室長）

はい。委員の御紹介をさせていただきます。ただ今到着されました、田辺 保雄 委員でございます。

○田辺委員

遅くなりました。よろしくお願いいたします。

○松尾委員長

それでは、お話を元に戻させていただきます。今の経過を申し上げますと、今年度の御報告をお聞きし、毛利先生から質問がございました。質問以外の御意見がありましたらいかがですか。というようなお伺いをさせていただきました次第でございます。今、私からは債権回収がなされたということについて言及させていただいた次第です。すいません。お越しいただいて早々で申し訳ございませんが田辺委員の方から御意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、他に御意見がないようでしたら、議事については以上で終了となります。進行を事務局の方にお返しいたします。

○司会（工藤室長）

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、御審議賜りましてありがとうございます。

次回の委員会の開催について御案内いたします。次回の委員会は、緊急の案件がなければ来年12月頃に開催し、令和6年度の取り組み状況の御報告などをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、現在の委員の皆様の任期につきましては、来年の3月までとなっております。委員の皆様におかれましては、お忙しいと

ころ長期間にわたり御意見、御指導を賜り、誠にありがとうございました。

また 3 期 6 年間にわたり委員をお勤めいただきました松尾委員長におかれましては、本期を持ちまして御退任されることとなります。我々事務局といたしましても、委員長から御指導いただいた借受者に対する丁寧な説明と、実態に即した誠意ある対応に今後とも努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、松尾委員長より御退任に当たって一言御挨拶いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○松尾委員長

ありがとうございます。それでは最後に、座って失礼いたしますが、一口に 6 年と言えば長いようなんですけれども、今にして思えばとても短く感じられる非常に意義のある時間だったと思います。私は監理委員については全く知らなくて素人同然でここに参加させていただくことになりましたけれども、他の委員の先生方や事務局の方にいろいろ教えていただいて大変お世話になりました。無事任期を終えることができましたことを本当に厚くお礼申し上げます。また、今後とも皆様の御活躍と円滑な業務の遂行を心よりお祈り申し上げます。ありがとうございました。

○司会（工藤室長）

松尾委員長ありがとうございました。今後とも本市の施政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは以上を持ちまして第 29 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を終了させていただきます。

皆様本日はありがとうございました。

（終了）